

## 小田原市監査委員公表第10号

令和4年3月2日付け地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定により請求人から提出された小田原市職員措置請求（以下「本件請求」という。）について同条第5項の規定により監査を行ったので、その結果を次のとおり公表する。

令和4年4月8日

小田原市監査委員 数馬 勝

小田原市監査委員 近藤 正道

小田原市監査委員 篠原 弘

### 第1 監査の結果

本件請求は、住民監査請求の要件を欠いていることから、これを却下する。

### 第2 請求の内容

#### 1 請求人の住所及び氏名

(1) 住所 小田原市（省略）

(2) 氏名 （省略）

#### 2 請求書が提出された日

令和4年3月2日

#### 3 本件請求の要旨

##### (1) 請求の対象行為

令和3年6月30日を支払期限としたF I ジャパンカップ加盟施行者協議会（以下「協議会」という。）からトータリゼータエンジニアリング株式会社（以下「T社」という。）への協賛金10万円の支払

##### (2) 対象行為が不当である理由

請求人は以下のとおり主張していると解される。

F I ジャパンカップ加盟施行者協議会規則では、協議会は、F I ジャパンカップの開催に当たり開催を実施する競輪施行者（以下「会員」という。）に1開催1

0万円を協賛金として支出すると定めており、小田原市（以下「市」という。）はその会員である。

市にはT社へ支出しようとする何らかの補填金があり、上記(1)の支払は、市がT社へ補填金を支出する代わりに、市が協議会に依頼して協議会からT社へ協賛金の支払をさせたものと考えられる。このことは市がT社へ支出したことに等しい。

仮に、協議会からT社への協賛金の支払がF I ジャパンカップのファンサービス品の調達業務に係る費用の一部であったとしても、その費用は委託契約に含まれており、10万円を追加で市がT社へ支払う必要はない。

市がT社へ補填金又は調達費用として10万円を支払う正当な理由はなく、協議会からT社への支払は、市の不当な公金の支出に当たる。

### (3) 請求する措置

T社に対し市へ10万円の返還を求める。

## 第3 監査の結果を決定した理由

### 1 監査の対象とした事項

監査実施前の要件審査の段階で明らかにならなかった協議会からT社への支払が市の公金の支出に当たるか否か、及び当該支払が市の公金の支出に当たる場合、その支出は不当であり市に損害が生じているか否か、を監査の対象事項とした。

### 2 監査の経過

令和4年3月9日、法第242条第7項の規定により請求人の証拠の提出及び陳述の機会を設け、請求人は陳述を行った。この陳述には、同条第8項の規定により公営事業部事業課職員が立ち会った。

### 3 監査委員の判断

法第242条第1項では、住民監査請求の対象は、市の執行機関又は職員が行った財務会計行為としており、市の執行機関又は職員以外の者が行った支出は住民監査請求の対象にはならない。そこで、協議会からT社への支払が市の執行機関又は職員が行った支出に当たるか否かについて判断する。

協議会からは、協議会が会員の業務受託者に対して協賛金を支出することができるか否かについての協議会の見解及びその理由を示す書面が提出された。

その書面には、協賛金はF I 競輪開催の活性化を図ることを目的としており、各会員が目的達成のために考えた用途及びその支出方法については指定しておらず、各会員の意向に沿う形で支出しているため、協議会が会員の業務受託者に対し協賛金を支出することは差し支えないと考えている旨、記載されている。

また、市が協議会に対し、協議会からT社へ協賛金10万円を直接支払うよう依頼したことを確認した。

よって、協議会が会員である市の意向に沿って市の業務受託者であるT社へ協賛金10万円を直接支払うことは、不適切なことではなく、その外観どおり、協議会からT社への支出であって、市の執行機関又は職員が行った公金の支出ではない。

したがって、本件請求は、住民監査請求の要件を欠いている不適法なものである。